

③男女の賃金の差異 ※男性の賃金に対する女性の賃金の割合

雇用管理区分	全労働者	常勤職員	非常勤職員
賃金の差異	52.8%	57.1%	58.9%

対象期間：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

- ・ 育児部分休業、短時間勤務取得者含む
- ・ 年度途中の育児休業開始及び復帰者含む
- ・ 年度途中の採用、退職、休職者含む